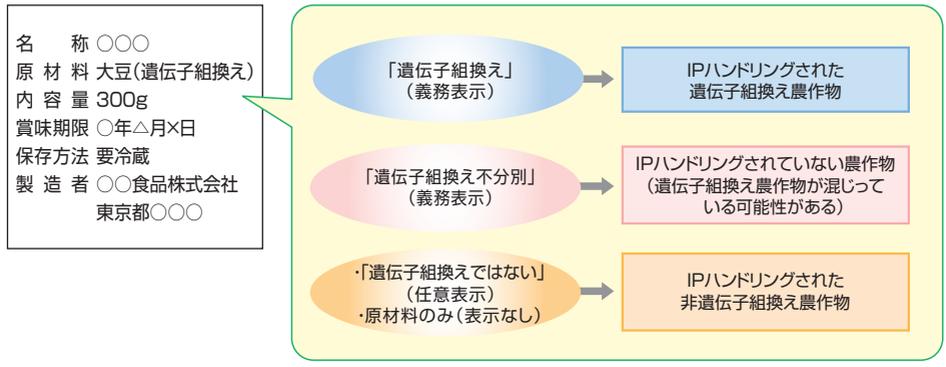


遺伝子組換え食品には どのような表示がされますか？

遺伝子組換え食品には表示が義務付けられています。

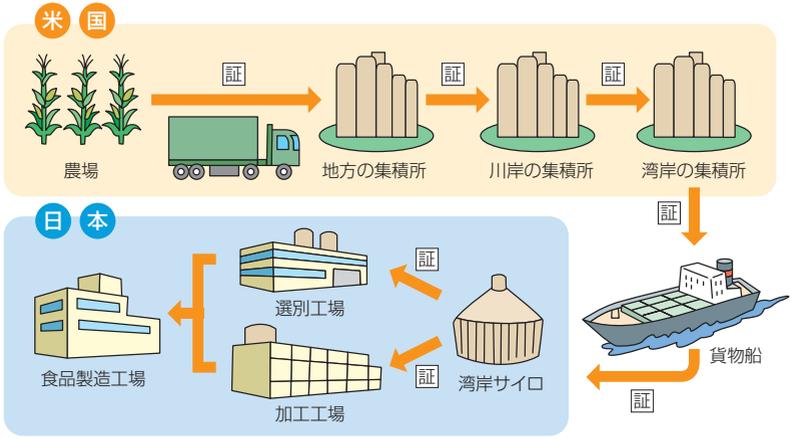
● **遺伝子組換え食品の表示の仕組み(消費者庁が所管しています)**

表示は商品ラベルの原材料名または名称のところにカッコ書きで書いてあります。
原料として使われているのが…



ただし、製造の過程で組み込まれた遺伝子やその遺伝子が作る新たなタンパク質が技術的に検出できない場合には、表示は義務付けられていません(例:油やしょうゆなど)。加工食品については、その主な原材料(全原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量の割合が5%以上のもの)にあたらな場合は、表示が省略できることになっています。

※IPハンドリング(分別生産流通管理)とは、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通・加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていることです。



証：IPハンドリング証明書 (Identity Preserved Handling)